

府政共生 1093 号  
26 初幼教第 19 号  
雇児保発 1118 第 1 号  
平成 26 年 11 月 18 日

各都道府県私立学校主管部（局）長  
各都道府県民生主管部（局）長 殿  
各指定都市・中核市民生主管部（局）長

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付  
参事官（少子化対策担当）

長 田 浩 志

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

淵 上 孝

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

朝 川 知 昭

（印影印刷）

### 子ども・子育て支援新制度に係る税制上の取扱いについて（通知）

平成 26 年度税制改正要望において、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要となる事項として、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分、市町村認可事業として位置付けられる小規模保育事業等、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに子どものための教育・保育給付の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等に対する税制上の所要の措置について要望していたところです。これに関し、関係法令が改正されました（別紙 1～3 参照）。その内容及び税制上の取扱いに関する留意点は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分ご了知の上、関係部局や管内

の市町村、事業者等へ周知し、その運用に遺漏のないようご配慮いただけるようお願いいたします。なお、こうした取扱いについては、財務省及び総務省とも協議済である旨申し添えます。

## 記

### 1 幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置

#### (1) 所得税、法人税、個人住民税、法人住民税関係

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年財務省令第28号)による改正後の租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号。以下「新租税特別措置法施行規則」という。)第14条第5項第3号イの規定により、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人の設置に係る幼保連携型認定こども園について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象となり、土地収用法(昭和26年法律第219号)による事業認定を受けていなくても、より簡易な証明で当該資産の譲渡による所得について課税の特例措置を受けられることとされたこと。

所得税法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第137号)による改正後の所得税法施行令(昭和40年政令第96号。以下「新所得税法施行令」という。)第217条第4号及び法人税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第138号)による改正後の法人税法施行令(昭和40年政令第97号。以下「新法人税法施行令」という。)第77条第4号の規定により、幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人に対する寄附金について、及び特定公益増進法人に対する寄附金の対象とされたこと。また、指定寄附金についても「所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件」(昭和40年大蔵省告示第154号)において幼稚園又は保育所に認められている規定が幼保連携型認定こども園に対しても適用されるよう、子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、後日同告示を改正する予定とされたこと。なお、これらの規定の改正の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行日であるため、施行日前の寄附金は原則、控除又は損金算入の対象とはならないが、施行日前に幼保連携型認定こども園の設置を目的として寄附金を受領しようとする場合には、事前に内閣府に対して相談すること。

新所得税法施行令第217条の2第3項第12号及び新法人税法施行令第77条の4第3項第12号の規定により、幼保連携型認定こども園における教育及び保育に対する助成を目的とする特定公益信託について、認定特定公益信託となる認定の対象となることとされたこと。

#### (2) 相続税、贈与税及び登録免許税関係

所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。)第70条第1項並びに租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第145号)による改正後の租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「新租税特別措

置法施行令」という。)第40条の3第4号の規定により、相続又は遺贈により財産を取得した者が取得後一定期間内に幼保連携型認定こども園の設置を主たる目的とする学校法人に贈与した場合には、社会福祉法人等に対する相続財産の贈与の場合と同様に相続税の非課税措置の対象とされたこと。

新相続特別措置法第70条第3項及び新相続特別措置法施行令第40条の4第3項第12号の規定により、相続又は遺贈により財産を取得した者が取得後一定期間内に幼保連携型認定こども園における教育又は保育に対する助成を目的とする認定特定公益信託の財産とするために支出した場合は、相続財産を支出した場合の相続税の非課税制度の対象とされたこと。

所得税法等の一部を改正する法律による改正後の相続税法(昭和25年法律第73号。以下「新相続税法」という。)第12条第1項第3号及び第21条の3第1項第3号並びに相続税法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第140号)による改正後の相続税法施行令(昭和25年政令第71号。以下「新相続税法施行令」という。)第2条及び第4条の5の規定により、専ら幼保連携型認定こども園を設置・運営する者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産で当該事業の用に供することが確実なものについては、相続税及び贈与税の非課税措置の対象とされたこと。

新相続税法施行令附則第4項及び相続税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第23号)による改正後の相続税法施行規則(昭和25年大蔵省令第17号。以下「新相続税法施行規則」という。)附則第2項の規定により、当分の間、個人立幼保連携型認定こども園を設置し、運営する事業を行うことが確実であると認められる者に限り、当該事業及びその経理が適正に行われていると認められる場合には、その者が相続又は遺贈により取得した財産で当該事業の用に供することが確実なものについては、相続税の非課税措置の対象とされたこと。

所得税法等の一部を改正する法律による改正後の登録免許税法(昭和42年法律第35号。以下「新登録免許税法」という。)別表第三の規定により、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が幼保連携型認定こども園の用に供するために取得する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記に係る登録免許税が非課税とされたこと。

なお、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年財務省令第25号)による改正後の登録免許税法施行規則(昭和42年大蔵省令第37号。以下「新登録免許税法施行規則」という。)第2条第3号イ、第2条の8第3号イ、第3条第4号イ及び第4条第4号イの規定により、幼保連携型認定こども園における登録免許税に係る非課税の証明書については、認可権者たる都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長の書類が必要になるため、各認可権者におかれては、幼稚園や保育所の例に倣って書類を交付できるよう規程等の整備を行う必要があることに留意すること。

新相続特別措置法施行令第40条の4の3第6項第2号の規定により、幼保連携型

認定こども園に直接支払われる金銭についても、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税対象となること。

(3) 固定資産税及び都市計画税関係

地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号。以下「地方税法等改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新地方税法」という。)第348条第2項第10号の4及び地方税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第132号)による改正後の地方税法施行令(以下「新地方税法施行令」という。)第49条の12の2の規定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第17条第1項の認可を受けた者が幼保連携型認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税とされたこと。また、新地方税法第702条の2第2項の規定により、当該固定資産に係る都市計画税について、非課税となること。なお、新地方税法の固定資産税に係る規定は、地方税法等改正法附則第12条第2項の規定により、子ども・子育て支援法の施行の日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用されることに留意すること。

(4) 不動産取得税関係

新地方税法第73条の4第1項第4号の4及び新地方税法施行令第36条の8の2の規定により、新認定こども園法第17条第1項の認可を受けた者が幼保連携型認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とされたこと。なお、本規定は平成26年度から措置されており、詳細については、「子ども・子育て支援新制度に係る平成26年度の税制上の取扱いについて(平成26年4月1日付府政共生第276号、26初幼教第1号、雇児保発第0401号知)」に記載のとおりである。

(5) 事業所税関係

新地方税法第701条の34第3項第10号の4の規定により、幼保連携型認定こども園に係る事業所税について、非課税とされたこと。

(6) 関税関係

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(平成26年法律第12号)による改正後の関税定率法(明治43年法律第54号。以下「新関税定率法」という。)第15条第1項第1号及び関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成26年政令第152号)による改正後の関税定率法施行令(昭和29年政令第155号。以下「新関税定率法施行令」という。)第17条第2号の規定により、幼保連携型認定こども園に陳列する標本、参考品等及び学術研究又は教育のために寄贈された物品等について、特定用途免税措置の対象とされたこと。

新関税定率法別表 四 二・一 及び新関税定率法施行令第65条の規定により、幼保連携型認定こども園の児童の給食の用に供される脱脂粉乳について、減税措置の

対象とされたこと。

## 2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の教育・保育機能部分に対する税制上の所要の措置

新認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設のうち幼稚園又は保育所に該当する部分の税制上の取扱いについては、幼稚園又は保育所の取扱いと異なるものではなく、以下本項には、保育機能も含め新たに税制上の措置が講じられたものの内容を記載していることに留意すること。

### (1) 相続税、贈与税及び登録免許税関係

新相続税法第12条第1項第3号及び第21条の3第1項第3号並びに新相続税法施行令第2条及び第4条の5の規定により、専ら幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置・運営する事業を行う者が、相続若しくは又は遺贈又は譲与により取得した財産で、当該事業の用に供することが確実なものについては、相続税及び贈与税の非課税措置の対象とされたこと。

新相続税法施行令附則第4項及び新相続税法施行規則附則第2項の規定により、当分の間、個人立幼稚園型認定こども園についても、引き続き事業を行うことが確実であると認められる者に限り、当該事業及びその経理が適正に行われていると認められる場合には、その者が相続又は遺贈により取得した財産で、当該事業の用に供することが確実なものについては、相続税の非課税措置の対象とされたこと。

幼稚園型認定こども園については、相続税法施行規則附則第2項に規定する「幼稚園を設置し、運営する事業」の一環として、保育機能部分も含め非課税措置となることに留意すること。

新登録免許税法別表第三の規定により、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の用に供するために取得する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記に係る登録免許税が非課税とされたこと。

なお、新登録免許税法施行規則第2条第3号口、第2条の8第3号口、第3条第4号口及び第4条第4号口の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における登録免許税に係る非課税の証明書については、認定権者たる都道府県知事等の書類が必要になるため、各認定権者におかれては、幼稚園や保育所の例に倣って書類を交付できるよう規程等の整備を行う必要があることに留意すること。

登録免許税法関係政省令の取扱いにおいては、幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園については、今回の改正により、「学校」及び「保育所」ではなく「認定こども園」の規定を適用することとなることに留意すること。

新租税特別措置法施行令第40条の4の3第6項第2号の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に直接支払われる金銭についても、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税対象とされたこと。

(2) 固定資産税及び都市計画税関係

新地方税法第348条第2項第10号の4及び新地方税法施行令第49条の12の2の規定により、新認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた者が幼保連携型以外の認定こども園の用に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税とされたこと。また、新地方税法第702条の2第2項の規定により、当該固定資産に係る都市計画税について、非課税となること。なお、新地方税法の固定資産税に係る規定は、地方税法等改正法附則第12条第2項の規定により、子ども・子育て支援法の施行の日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用されることに留意すること。

(3) 不動産取得税関係

新地方税法第73条の4第1項第4号の4及び新地方税法施行令第36条の8の2の規定により、新認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた者が認定こども園の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とされたこと。なお、本規定は平成26年度から措置されており、詳細については、平成26年4月1日付通知「子ども・子育て支援新制度に係る平成26年度の税制上の取扱いについて(通知)」に記載のとおり。

(4) 事業所税関係

新地方税法第701条の34第3項第10号の4の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る事業所税について、非課税とされたこと。

3 市町村認可事業として位置付けられる小規模保育事業等に対する税制上の所要の措置

(1) 所得税、法人税、個人住民税及び法人住民税関係

新租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イの規定により、地方公共団体及び社会福祉法人の設置に係る小規模保育事業の用に供する施設(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「関係整備法」という。)による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する同項第1号に規定する施設のうち利用定員が10人以上のものであるものをいう。)について、収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象となり、土地収用法による事業認定を受けていなくても、より簡易な証明で当該資産の譲渡による所得について課税の特例措置を受けられることとされたこと。

(2) 相続税、贈与税及び登録免許税関係

新相続税法第12条第1項第3号及び第21条の3第1項第3号並びに相続税法施行令第2条及び第4条の5の規定により、専ら家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産で、当該事業の用に供することが確実なものについては、相続税及び贈与税の非課税措置の対象とされたこと。

新登録免許税法別表第三の規定により、学校法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人並びに宗教法人が家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業の用に供するために取得する建物の所有権取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記に係る登録免許税が非課税とされたこと。

新租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号の規定により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る施設を設置する者に直接支払われる金銭について、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税対象とされたこと。

( 3 ) 固定資産税及び都市計画税関係

新地方税法第 348 条第 2 項第 10 号の 2 及び新地方税法施行令第 49 条の 11 の 2 の規定により、新児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の認可を受けたものが、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税について、非課税とされたこと。また、新地方税法第 702 条の 2 第 2 項の規定により当該固定資産に係る都市計画税について、非課税となること、なお、新地方税法の固定資産税に係る規定は、地方税法等改正法附則第 12 条第 2 項の規定により、子ども・子育て支援法の施行の日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用されることに留意すること。

( 4 ) 不動産取得税関係

新地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 2 及び新地方税法施行令第 36 条の 7 の 2 の規定により、新児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により同法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の認可を受けた者が同事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とされたこと。なお、本規定は平成 26 年度から措置されており、詳細については、平成 26 年 4 月 1 日付通知「子ども・子育て支援新制度に係る平成 26 年度の税制上の取扱いについて（通知）」に記載のとおり。

( 5 ) 事業所税関係

新地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 10 号の 2 の規定により、小規模保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とされたこと。

( 6 ) 関税関係

新関税定率法別表 四 二・一 の規定により、家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業において給食の用に供される脱脂粉乳について、減税措置の対象とされたこと。

4 病児・病後児保育事業及びファミリー・サポートセンター事業に対する税制上の所要の措置

( 1 ) 固定資産税及び都市計画税関係

新地方税法第 348 条第 2 項第 10 号の 8、新地方税法施行令第 49 条の 15 並びに地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年総務省令第 34 号）による改正後の地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

以下「新地方税法施行規則」という。)第10条の7の3第14項及び第15項の規定により、公益法人等又は都道府県又は市町村からの委託を受けた者等が関係整備法による改正後の社会福祉法(昭和22年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税について、非課税とされたこと。また、新地方税法第702条の2第2項の規定により、当該固定資産に係る都市計画税について、非課税となること。

新地方税法施行規則第10条の7の3第14項に規定する「居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産」とは、居室及び詰所等、当該病児・病後児保育事業の用に供する固定資産(主として他の事業の用に供するものを除く。)に係る固定資産税について非課税となること。

新地方税法施行規則第10条の7の3第15項に規定する「専ら児童福祉法第6条の3第14項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産」とは、専ら援助希望者の連絡及び調整等の用に供する固定資産に係る固定資産税について非課税となること。

当該事業と他の課税事業を同時に実施している場合においては、当該固定資産の税制上の取り扱いについては、他の社会福祉事業における取扱いと同様、実態に応じて個別に判断されることになるが、病児・病後児保育事業またはファミリー・サポート・センター事業の用に供する固定資産については、当該事業に必要なものとして他の用途に供する固定資産と明確に区別できるものに係る固定資産税について非課税となること。

なお、「病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート事業に対する税制上の所要の措置」については別途発出される通知にもご留意頂きたい。

## (2) 不動産取得税関係

新地方税法第73条の4第1項第4号の8及び新地方税法施行令第36条の10第2項第6号の規定により、公益法人等が病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の用に供する不動産に係る不動産取得税について、非課税とされたこと。

本規定の改正の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行日であるため、施行日前に取得した不動産については非課税対象とはならないことに留意すること。

## (3) 事業所税関係

新地方税法第701条の34第3項第10号の7及び新地方税法施行令第56条の26の5の規定により、病児・病後児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業の用に供する施設に係る事業所税について、非課税とされたこと。

## 5 施設型給付費及び地域型保育給付費等の対象となる施設・事業者を利用した場合の保育料等に係る消費税の非課税措置

消費税法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第141号)による改正後の消費税法施行令(昭和63年政令第360号。以下「新消費税法施行令」という。)第14条の3

第6号の規定により、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等について、消費税が非課税とされたこと。

消費税法(昭和63年法律第108号)別表第一第7号ロ及び第11号イ並びに新消費税法施行令第14条の3第1号に掲げるものについては、引き続き当該規定により非課税対象となること。

地域型保育事業又は認定こども園における延長保育事業についても、従来保育所で行われている延長保育事業と同様、非課税となること。

子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における食事の提供に要する費用や当該幼稚園に通う際に提供される便宜に要する費用等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。)第13条第4項に規定するものについては、施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等として非課税となること。

教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価として運営基準第13条第3項に規定する額として、同基準第20条に規定する運営規程において定められているものについて、非課税となること。

認定こども園における子育て支援事業については、非課税となること。

#### (添付資料)

別紙1：新旧対照表(関税定率法、相続税法、地方税法、租税特別措置法、登録免許税法、消費税法)

別紙2：新旧対照表(相続税法施行令、地方税法施行令、関税定率法施行令、租税特別措置法施行令、所得税法施行令、法人税法施行令、消費税法施行令)

別紙3：新旧対照表(相続税法施行規則、地方税法施行規則、租税特別措置法施行規則、登録免許税法施行規則)

#### <問い合わせ先>

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

参事官(少子化対策担当)付

03-6257-1468(直通)